



令和8年度 横手市介護保険施設等集団指導

YOKOTE
CITY

【 目次 】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

- (1) 指導監査実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・p. 3
- (2) 運営指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・p. 7
- (3) 令和9年度以降 義務化される事項・・・p. 10
- (4) 令和7年度の文書指摘事項・・・・・・・・p. 16
- (5) 修正履歴・・・・・・・・・・・・・・・・p. 18



はじめに

- ・介護保険制度の基本理念

制度の基本理念は「自立支援」、すなわち、要介護・要支援状態となっても、自らの意思に基づき、自らの有する能力を最大限生かして、自立した質の高い生活を送ることができるように支援すること。

- ・その実現のために遵守すべき基準が
「指定基準」と「報酬算定のルール」

1

- ・法令や基準の定期的な確認をお願いします。

人員配置の欠如等、算定要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定したり、関係法令や運営に関する基準を遵守していなかったりしたことで、介護報酬の返還を求められた事例もあります。最長で5年間遡りの返還を要することもあり、多額の返還金が発生する場合があります。

また、指定の取消しや全部又は一部の効果停止などの行政処分となることがあります。

【過去の介護報酬返還の事例】

○地域密着型サービス事業所において、計画作成担当者が必須である国の定める研修を受講せずに業務を行っていた。

2

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(1) 指導監査実施方針

- 運営指導における重点指導事項
 - ア 人員基準に定める職員の資格及び員数の確認。
 - イ 設備基準に定める設備、備品等の確認。
 - ウ 居宅サービス計画及び個別サービス計画の作成状況、及び計画に基づくサービス提供等の確認。計画の見直し及び記録等の確認。
 - エ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む）が適切に行われているか。

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(1) 指導監査実施方針

- 運営指導における重点指導事項
 - オ 運営基準に適合した重要事項説明書の交付の確認。
 - カ サービス提供の記録の整備状況。サービス提供状況について、事業所及び施設内で確認が適正に行われているか。
 - キ 苦情や事故発生時の対応状況、事故発生時の市への報告状況の確認。
 - ク 適切に介護報酬の請求を行っているか。

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(I) 指導監査実施方針

- 運営指導における重点指導事項
 - ケ 法律に基づく虐待の抑止及び身体拘束の廃止に向けた取組状況の確認。
 - コ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画の作成状況の確認。通報・連携体制の確保、避難・救出訓練の実施状況や非常用発電機の整備等の対策が取られているか。

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(I) 指導監査実施方針

- 運営指導における重点指導事項
 - サ 感染症及び食中毒に対する組織的な体制の整備状況。また、発生時の感染拡大防止策の実施状況確認。
特に、感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための指針の作成状況と当該指針に基づく委員会及び研修、並びに感染症の発生を想定した訓練の実施状況の確認。

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(2) 運営指導計画

- ◆ 実施期間:8月中旬～11月中旬
- ◆ 実施予定数:44事業所
- ◆ 指導体制:健康福祉部 社会福祉課・まると福祉課 2～3人
- ◆ 実施時間:午前の部 9時30分～12時
午後の部 13時30分～16時
- ◆ 指導当日の流れ
 - ① 挨拶・日程連絡
 - ② 事前提出資料の確認
 - ③ 施設内巡回
 - ④ 書類確認及びヒアリング
 - ⑤ 講評・意見交換

7

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(2) 運営指導計画

令和7年度運営指導実施状況と令和8年度計画数

サービス種類名(介護予防事業がある場合は含む)		全体 事業所数	令和7年度 実施数	令和8年度 計画数
居宅サービス	101 訪問介護事業所	27	7	3
	102 訪問入浴介護事業所	3	1	0
	103 訪問看護事業所	9	2	2
	104 訪問リハビリテーション事業所	1	0	0
	106 通所介護事業所	14	2	7
	107 通所リハビリテーション事業所	4	0	1
	108 短期入所生活介護事業所	26	6	6
	109 短期入所療養介護事業所	4	0	1
	110 特定施設入居者生活介護事業所	4	1	2
	111 福祉用具貸与事業所	10	3	0
	112 特定福祉用具販売事業所	10	3	0
	401 指定居宅介護支援事業所	36	8	5
支援 居宅	501 指定介護予防支援事業所	3	0	1
地域密着型サービス等	601 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3	1	1
	603 認知症対応型通所介護事業所	3	0	0
	604 小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	1
	605 認知症対応型共同生活介護事業所	14	4	6
	606 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1	1	0
	607 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	5	1	2
	608 看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1
	609 地域密着型通所介護事業所	25	2	2
	801 総合支援事業(訪問型サービスA)	1	1	0
	802 総合支援事業(通所型サービスA)	6	0	3
合計		212	44	44

8

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(2) 運営指導計画

令和7年度運営指導結果

種 別	実 施 数	改善指導 事業所数 (文書指摘)
居宅サービス	25	16
居宅介護支援等	8	0
地域密着型サービス(総合支援事業含)	11	2
計	44	18

9

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(3) 令和9年度以降 義務化される事項

令和9年4月1日以降、下記は「努力義務」や「猶予」から原則「義務」(未整備は指導・減算等の対象)となります。

- ①利用者安全・質・職員負担軽減のための体制整備
- ②協力医療機関との連携体制整備
- ③口腔衛生の管理体制整備
- ④虐待防止の体制整備
- ⑤BCP(業務継続計画)に基づく研修・訓練の実施

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(3) 令和9年度以降 義務化される事項

①利用者安全・質・職員負担軽減のための体制整備

対象:短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス

■利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること(名称は任意 例.生産性向上委員会)

※既存の委員会(事故発生の防止のための委員会等)と統合可

~R9.3.31:努力義務
R9.4.1~:義務

■年間計画を作成し、定期的に委員会を開催すること

※厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集」等を参考に実施

■記録の整備:議事録、課題一覧、改善計画、実施状況、効果(指標)を保存、職員へ周知

参考:厚生労働省HP 令和6年度介護報酬改定について
令和6年度介護報酬改定の主な事項について.pdf

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(3) 令和9年度以降 義務化される事項

②協力医療機関との連携体制整備

~R9.3.31:努力義務
R9.4.1~:義務

対象:介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院

特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)、認知症対応型共同生活介護

■下記3つすべての要件を満たす協力医療機関を定めること

①相談対応:日常の健康相談・急変時の助言を受けられる(医師又は看護職等)

②診療体制:必要時に診療(往診・受診)につなげられる体制(時間帯・連絡手順を明確化)

③入院受入調整:入院が必要な場合、病院で受入調整が可能(搬送・紹介状等)

※複数の医療機関を定めることにより、要件を満たしても差し支えない

■年1回以上、協力医療機関と利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認

■年1回以上、協力医療機関の名称、所在地、連絡先、対応内容等を指定権者(まると福祉課)へ届出

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(3) 令和9年度以降 義務化される事項

③口腔衛生の管理体制整備

～R9.3.31:努力義務
R9.4.1～:義務

対象:特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)

(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院はR6.4.1～すでに義務化)

- 年2回以上、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等による助言・指導を受けること
- 助言・指導の内容を踏まえた「口腔衛生の管理体制に係る計画」を作成、施設内で共有
- 計画に基づき、日常の口腔ケアを実施し、状態変化・実施状況を記録

参考:厚生労働省HP 令和6年度介護報酬改定について
令和6年度介護報酬改定における改定事項について.pdf

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(3) 令和9年度以降 義務化される事項

④虐待防止の体制整備

～R9.3.31:経過措置終了
R9.4.1～:義務

対象:居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

(上記以外の全てのサービスにおいてはR6.4.1～すでに義務化)

- 虐待防止のための措置(委員会・指針・研修・担当者等)を運営規程へ明記
- 虐待防止委員会の定期開催(小規模は他会議と一体運営可)、記録(開催日、出席者、議題、決定事項、周知方法等)、従業者への周知徹底
- 虐待防止の指針(定義、早期発見、通報・相談、再発防止、プライバシーの配慮等)を文書化
- 虐待防止に関する研修の年間計画を作成、訪問・通所系等、短期入所系は最低年1回、特定施設、施設サービス事業者は最低年2回の研修を実施、記録
- 責任者(担当者)を配置

参考:厚生労働省HP 令和6年度介護報酬改定について
令和6年度介護報酬改定における改定事項について.pdf

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(3) 令和9年度以降 義務化される事項

⑤BCP（業務継続計画）に基づく研修・訓練等の実施

対象：居宅療養管理指導、特定福祉用具販売

（上記以外の全てのサービスはR6.4.1～段階的にすでに義務化）

■感染症もしくは災害のいずれか、または両方の業務継続計画を策定すること

■訪問・通所系、短期入所系は研修、訓練それぞれ最低年1回

特定施設、施設サービス系は研修、訓練それぞれ最低年2回 実施

■研修：業務継続計画の内容（初動、連絡、役割分担、代替手段）を職員へ周知、研修内容の記録

■訓練：机上訓練や実働訓練の実施、訓練内容の記録

■定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じ計画変更のこと

～R9.3.31：経過措置終了
R9.4.1～：義務

参考：厚生労働省HP 令和6年度介護報酬改定について
令和6年度介護報酬改定における改定事項について.pdf

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(4) 令和7年度の文書指摘事項

□重要事項説明書をウェブサイト（介護サービス情報公開システム）に掲載すること。

□介護職員に対して、歯科医師等により口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を受けさせること。それに基づき、入所者の口腔衛生管理体制に係る計画を作成すること。

□相談室を相談室としては使わず、居宅の相談スペースを相談室としている。届出している相談室がその機能を有していると認められないため、改善すること。

□届出上の静養室を職員の更衣室、面談室を静養室として使用しているとのことだが、短期入所事業所は静養室と面談室が設備要件である。現状では面談室がない状況のため、改善すること。

□介護・医療連携推進会議をおおむね6か月に1回以上開催すべきところ、事業開始後6か月以上経過しているにも関わらず未開催のため、速やかに開催すること。

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(4) 令和7年度の文書指摘事項

□職場におけるハラスメントを防止するため措置がされていないので、速やかに対応すること。(ハラスメントを行ってはならない旨の明確化・相談担当者の設置・従業員への周知の実施)

□訪問介護員は身分を証する書類を携行するようにし、利用者や家族から提示を求められた際には対応できるようにすること。

□サービス提供責任者は訪問介護計画を必ず作成し、利用者の同意を得た計画を利用者に交付すること。

□令和6年度から義務化された虐待の防止規定にかかる措置を講じていない。

□令和7年度から義務化された業務継続計画の策定および必要な研修や訓練等が行われていない。

I 令和8年度横手市指導監査実施方針等について

(5) 修正履歴

修正履歴

修正日	修正箇所	修正内容
R8.7.21	p.13	「■月1回程度、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者ごとに口腔の健康状態の評価を実施」の文言削除